

# 第2次光市教育振興基本計画



令和4年 月  
光市教育委員会



# は じ め に



令和4年 月

光市教育委員会教育長 伊藤 幸子

# 目 次

## 第1章 計画の策定について

1 策定の背景 .....	@
2 位置付け .....	@
3 計画期間 .....	@

## 第2章 基本的な考え方

1 本市の教育をめぐる状況 .....	@
2 教育理念と教育目標 .....	@
3 「教育ブランドひかり」その先へ .....	@

## 第3章 施策の展開

施策の体系 .....	@
1 未来社会を自立的に生きる力を育む教育の推進 .....	@
<具体的施策>	
1-1 コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進 .....	@
1-2 幼児教育・保育環境の充実 .....	@
1-3 確かな学力を育む教育の推進 .....	@
1-4 豊かな心を育む教育の推進 .....	@
1-5 健やかな体を育む教育の推進 .....	@
1-6 学校における人権教育の推進 .....	@
1-7 特別支援教育の推進 .....	@
2 学校・家庭・地域のつながりを活かした教育の推進 .....	@
<具体的施策>	
2-1 連携・協働教育の充実と進化 .....	@
2-2 地域ぐるみの子育て支援の充実 .....	@
2-3 家庭教育支援の充実 .....	@
2-4 社会教育活動の支援 .....	@
2-5 光市民憲章の普及・啓発 .....	@
2-6 青少年健全育成の推進 .....	@
2-7 青少年関連施設の管理・運営 .....	@

3 生涯にわたって自己の可能性を広げる環境づくりの推進 .....	@
<具体的施策>	
3-1 まなぶ・いかす・すすめる生涯学習社会の推進 .....	@
3-2 地域社会における人権教育の推進 .....	@
3-3 地域文化の保存・活用・継承 .....	@
3-4 芸術・文化活動の振興と活性化 .....	@
3-5 文化施設の利用促進と環境整備 .....	@
3-6 市民の身近にある図書館の運営と充実 .....	@
3-7 スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実 .....	@
3-8 体育施設の活用と充実 .....	@
4 社会の変化を見据えた教育環境の整備・充実 .....	@
<具体的施策>	
4-1 将来に向けた教育環境の整備 .....	@
4-2 安全・安心な教育環境の整備・充実 .....	@
4-3 質の高い教育環境の整備・充実 .....	@
4-4 教職員の資質の向上 .....	@
4-5 健やかな心と体を育む学校給食の充実 .....	@
4-6 就学の支援 .....	@
4-7 教育に関する情報の発信と啓発 .....	@

## 第4章 計画の推進に向けて

1 連携と協働による推進 .....	@
2 進行管理 .....	@

## 第1次計画の成果

### 資料編

1 第2次光市教育大綱 .....	@
2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿 .....	@
3 第2次光市教育振興基本計画策定経過 .....	@
4 用語解説 .....	@

※ 本編本文中において「\*」を付した用語は、「用語解説」に説明があります。



# 第1章 計画の策定について

# 1 策定の背景

国においては、平成 18 年に改正された教育基本法(以下「法」という。)第 17 条第 1 項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定され、同条第 2 項では、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされました。

また、平成 27 年に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、地方公共団体の長は、法第 17 条第 1 項の規定に基づき策定された国の教育の振興に関する施策における基本的な方針を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

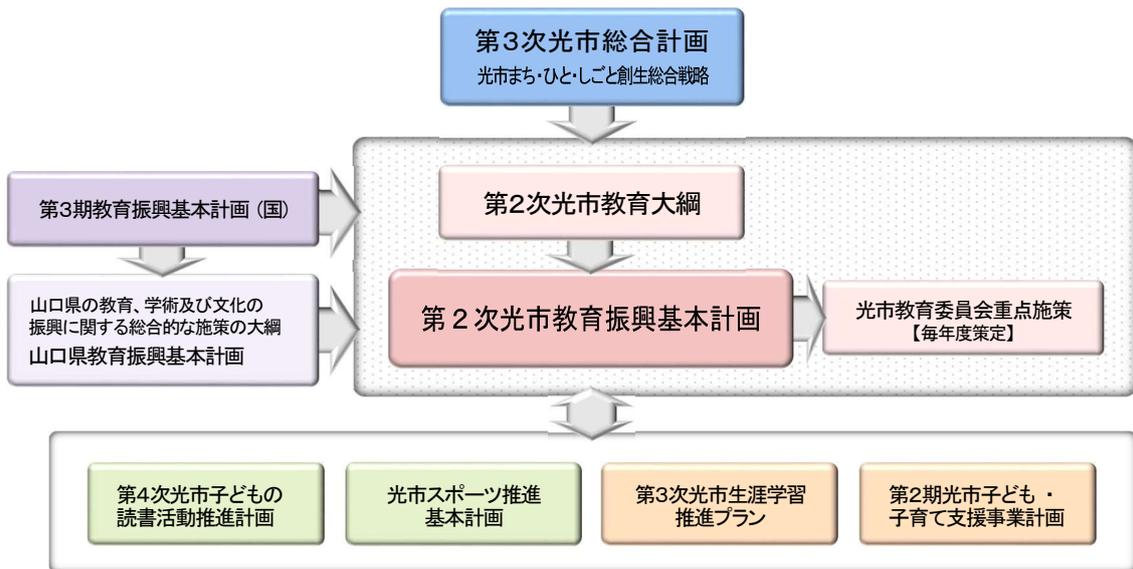
このような状況を踏まえ、光市では、平成 29 年 3 月に光市教育大綱を策定し、本市教育の根幹となる基本理念や教育目標等、進むべき施策の方向性を明らかにするとともに、続く平成 30 年 3 月に、その実現に向けた各教育施策を総合的・計画的に推進するための指針となる光市教育振興基本計画(以下「第 1 次計画」という。)を策定して、社会総掛かりによる人づくりの実現を図るべく、教育理念「連携と協働で育む光の教育」を掲げ、本市教育の振興に取り組んできました。

この間、人工知能(AI)をはじめとする技術革新やグローバル化の加速度的な進展、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など、社会の変化が激しく将来を予測することが困難な状況において、未来を担う子どもたちが、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その実現において教育が果たす役割がこれまで以上に重要となっています。

こうした中、光市教育委員会では、第 1 次計画が計画期間の満了を迎えることから、これまでの成果及び課題、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、第 2 次光市教育振興基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

## 2 位置付け

本計画は、法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、山口県の教育振興基本計画を参考にしつつ、光市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。また、第2次光市教育大綱を計画の中核とし、本市の最上位計画である第3次光市総合計画の教育分野に関する内容を、より具体化して整理したものです。



## 3 計画期間

本計画の期間は、第3次光市総合計画及び第2次光市教育大綱の計画期間に合わせて、令和4年度を始期、令和8年度を終期とする5年間とします。

H29	H30	H31/R1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次光市総合計画					第3次光市総合計画 光市まち・ひと・しごと創生総合戦略					
光市まち・ひと・しごと 創生総合戦略			期間延長		第2次光市教育大綱					
光市教育大綱				第2次光市教育振興基本計画						
光市教育振興基本計画				第2次光市教育振興基本計画						

## 計画とSDGsとの関連

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成27年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成される令和12年までの国際目標です。

本計画では、SDGsに掲げられた目標「4 質の高い教育をみんなに」を中心として、本市の教育理念キーワード「連携と協働」のもとに持続可能な社会の創り手の育成に向けた教育政策を一体的に推進します。



全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

### 【SDGsの17の目標】



- 【目標 1】 貧困をなくそう
- 【目標 2】 飢餓をゼロに
- 【目標 3】 すべての人に健康と福祉を
- 【目標 4】 質の高い教育をみんなに
- 【目標 5】 ジェンダー平等を実現しよう
- 【目標 6】 安全な水とトイレを世界中に
- 【目標 7】 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 【目標 8】 働きがいも 経済成長も
- 【目標 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 【目標 10】 人や国の不平等をなくそう
- 【目標 11】 住み続けられるまちづくりを
- 【目標 12】 つくる責任 つかう責任
- 【目標 13】 気候変動に具体的な対策を
- 【目標 14】 海の豊かさを守ろう
- 【目標 15】 陸の豊かさも守ろう
- 【目標 16】 平和と公正をすべての人に
- 【目標 17】 パートナーシップで目標を達成しよう

## 第2章 基本的な考え方

# 1 本市の教育をめぐる状況

## (1) 教育を取り巻く状況

### ① 人口減少・少子高齢化の状況

【人口】、【児童生徒数】

(例) ・本市の人口の推移と将来推移 ・児童・生徒数の推移

### ② 各中学校区の地域的状況

【室積中学校区】、【光井中学校区】、【浅江中学校区】、【島田中学校区】、【大和中学校区】

(例) ・地理的環境、歴史、文化 等の視点から

## (2) 本市教育の特色

本市では、すべての公立小中学校がコミュニティ・スクールの仕組みをとおして、学校と家庭、地域が一体となって、「連携と協働」の視点を大切にした教育を推進しています。

この「連携と協働」を重視する教育振興の理念は、本市における教育施策推進の基本となるものであり、本市が掲げる教育理念のキーワードとして社会総掛かりによる人づくりを進めています。

### ① コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育

(例) ・本市の小中一貫教育の概要

- ・中学校区各「学園」(愛称)を総括した本市の小中一貫教育の全体像を「小中一貫ひかり学園」と総称
- ・各「学園」(含:関係小中学校)と「小中一貫ひかり学園」の関連を示す図

### ② 教育ICT活用

(例) ・本市の学校ICT環境の概要

- ・ICTを活用した学習活動等を推進する本市の取り組み

### ③ イングリッシュプラン光

(例) ・取組みの概要、今後の方向性

- ・本市の英語教育指導補助員の派遣概要

### ④ 家庭教育支援チーム

(例) ・取組みの概要、今後の方向性

## ⑤ 中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ

(例) ・取組みの概要、今後の方向性

# (3) 児童生徒の状況

## ① 学力・学習の状況

### 【現状】、【課題】

(例) ・各教科 平均正答率 全国との差の比較 (小学校、中学校、過去2年)  
・学校の授業時間以外に平日1時間以上勉強する割合 全国比較 (児童、生徒)

## ② 生活の状況

### 【現状】、【課題】

(例) ・朝食を毎日食べている児童生徒の割合 ・毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合  
・平日、1日当たりまったく読書をしない児童生徒の割合  
・体育の授業時間以外の1週間の運動やスポーツの時間

## ③ 体格・体力の状況

### 【現状】、【課題】

(例) ・子どもの体格 全国との比較 (小5男女、中2男女)  
・体力テスト項目別Tスコアの比較 全国との比較 (小5男女、中2男女)  
・体力合計点の推移 (小5男女、中2男女)

## ④ 生徒指導上の諸課題の状況

### 【現状】、【課題】

(例) ・小中における暴力行為発生件数 ・小中におけるいじめ認知件数  
・小中における不登校児童生徒数

## ⑤ コミュニティ・スクール推進の成果

### 【現状】、【今後の方向性】

(例) ・自己肯定感・自己有用感の高まり「自分にはよいところがある」全国比較 小・中  
・地域行事等への積極的な参加「今住んでいる地域の行事に参加している」全国比較 小・中

## 2 教育理念と教育目標

本計画は、第2次光市教育大綱で定めた教育理念や教育目標等を示した上で、その実現に向け、重点的に取り組む施策の方向性や施策体系を明らかにし、具体的な施策や取組みを定めます。

### 教育理念

### 連携と協働で育む 光の教育

本市では、学校と家庭、地域が一体(横の連携)となった「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」を要として、18歳までを見通した幼保、小・中、高等学校の連携・協働教育(縦の連携)を推進し、本市ならではの「横の連携」と「縦の連携」の同時進行による「連携と協働」を重視した教育を展開しています。これまでの取組みの成果を発展・移行させ、さらなる「連携と協働」の視点に立つ社会総掛かりによる人づくりの実現を目指し、教育理念「連携と協働で育む 光の教育」を受け継ぎながら、社会情勢の変化に主体的に対応していく、新しい時代を見据えた教育の振興を図ります。

### 教育目標

### 夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

本市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、光市をこよなく愛し夢や希望にあふれ、その実現に向けて一人ひとりがひかり輝き心豊かにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育目標「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」を掲げ、総合的に教育施策を推進します。

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、次の3つの目標像に向けた人づくりを進めます。

#### 「光っ子」のすがた

##### ◆ 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人々と協働しながら社会に貢献する人

概要説明

##### ◆ ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

概要説明

##### ◆ 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、芸術やスポーツに親しみながら生き生きと暮らす人

概要説明

### 3 「教育ブランドひかり」その先へ

教育目標の実現に向けて諸施策を進めるにあたり、特に子どもたちの教育に焦点をあてて重点的に取り組む5つの教育戦略を「教育ブランドひかり」と名付けます。

本計画では、これらの戦略の方向性を明らかにするために、次の具体的な取組みをとおして、光市ならではの教育を創出し、「『教育ブランドひかり』その先へ」の実現を図ります。

#### ■ 「いつでも・どこでも・だれでも」学べる | C T<sup>\*</sup>を活用した学習活動の充実

概要説明

- .....
- .....
- .....
- .....
- .....

この「教育ブランドひかり」における、今後5年間を見通した具体的な取組みを示す

#### ■ グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光」の充実

概要説明

- .....
- .....
- .....
- .....
- .....

■ ふるさとを愛し豊かな心を育む「光市民学」の展開

概要説明

- .....
- .....
- .....
- .....
- .....

■ 幼児期から18歳までを見通した「次世代型コミュニティ・スクール」の進化

概要説明

- .....
- .....
- .....
- .....
- .....

■ 小中一貫教育の「学び」と「育ち」を支える新たな学校づくりへのアプローチ

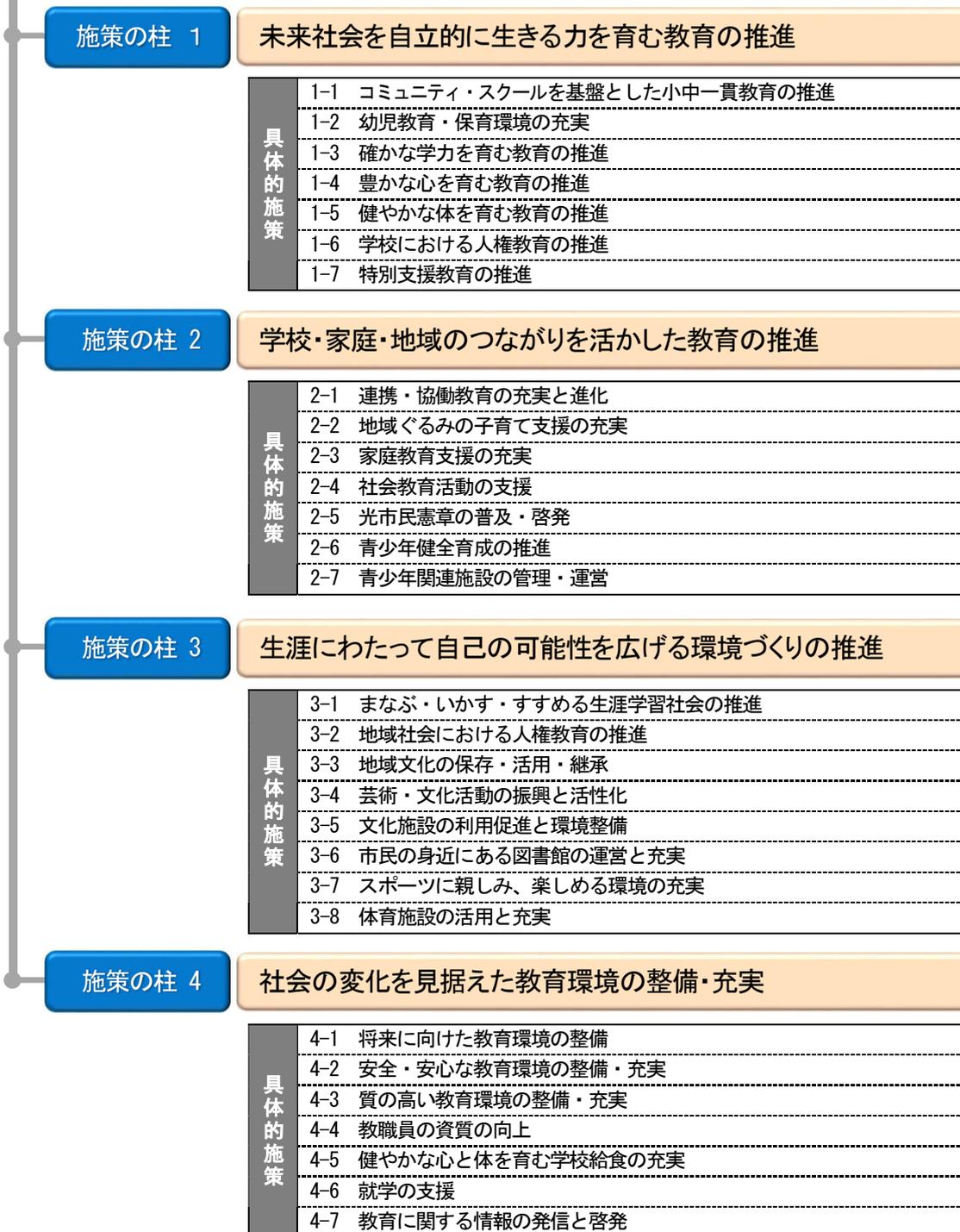
概要説明

- .....
- .....
- .....
- .....
- .....

## 第3章 施策の展開

# 施策の体系

教育理念	連携と協働で育む 光の教育
教育目標	夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成
「光っ子」のすがた	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人々と協働しながら社会に貢献する人</li> <li>◆ ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人</li> <li>◆ 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、芸術やスポーツに親しみながら生き生きと暮らす人</li> </ul>



「教育ブランドひかり」  
その先へ

- 「いつでも・どこでも・だれでも」学べるICTを活用した学習活動の充実
- グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光」の充実
- ふるさとを愛し豊かな心を育む「光市民学」の展開
- 幼児期から18歳までを見通した「次世代型コミュニティ・スクール」の進化
- 小中一貫教育の「学び」と「育ち」を支える新たな学校づくりへのアプローチ

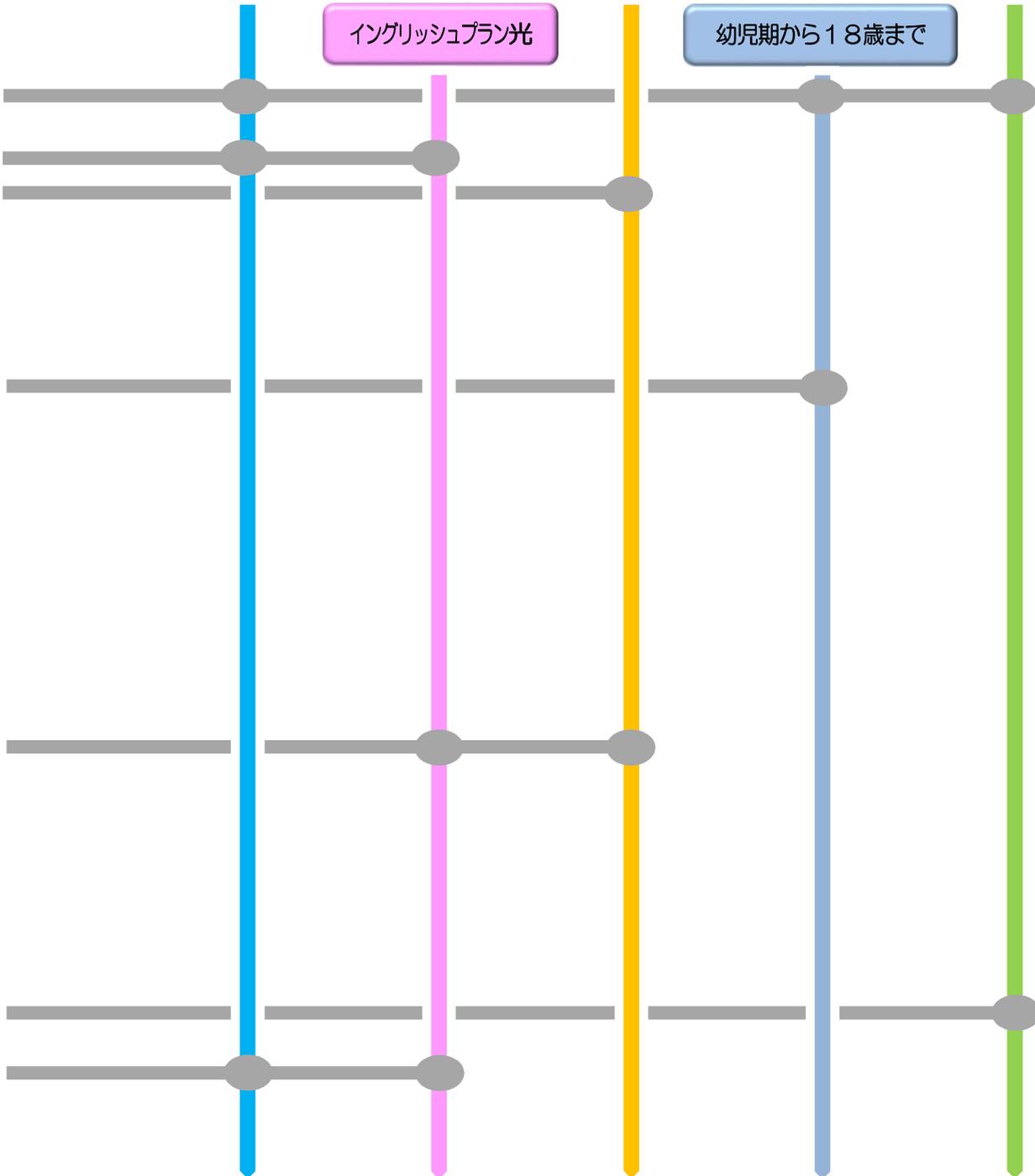
ICTを活用した学習

光市民学

新たな学校づくり

イングリッシュプラン光

幼児期から18歳まで



★ 「教育ブランドひかり」は、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として重点的に取り組む、光市ならではの教育を創出するキーワードです。

# 1 未来社会を自立的に生きる力を育む教育の推進

施策の柱

## 現状と課題

この「施策の柱」に係る現状と課題を示す

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 具体的施策 1-1 コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進

### 具体的施策の方針

この「具体的施策」に対する今後5年間を見通した取組みの方向を示す

.....

.....

.....

.....

### 主な取組み

主な取組み	概要	担当
.....	.....	.....課
.....	.....	.....課
.....	.....	.....課

主な指標

指標名	近況値	目標値（R8）
.....	@ 回	@ 回
.....	@ 回	@ 回
.....	@ 日	@ 日

具体的施策 1-2 幼児教育・保育環境の充実

具体的施策の方針

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

主な取組み

主な取組み	概要	担当
(例) 幼稚園施設の整備・充実	(例) 幼稚園施設の適正な維持管理など、子どもたちが、安全にのびのびと過ごすことができる環境づくりに努めます。	子ども家庭課
.....	..... .....	.....課

主な指標

指標名	近況値	目標値（R8）
(例)保育所等における待機児童数	@ 人	@ 人
.....	@ 回	@ 回

具体的施策 1-3 確かな学力を育む教育の推進

以下 同様に1-4 … 1-7 各 具体的施策について記述  
 ｝

## 2 学校・家庭・地域のつながりを活かした教育の推進

### 具体的施策 2-1 連携・協働教育の充実と進化

以下 2-2 … 2-7 各 具体的施策

〈

## 3 生涯にわたって自己の可能性を広げる環境づくりの推進

### 具体的施策 3-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進

以下 3-2 … 3-8 各 具体的施策

〈

## 4 社会の変化を見据えた教育環境の整備・充実

### 具体的施策 4-1 将来に向けた教育環境の整備

以下 4-2 … 4-8 各 具体的施策

↳

## 第4章 計画の推進に向けて

## 1 連携と協働による推進

本計画の実施にあたっては、計画内容について広く周知するとともに、教育に関する積極的な情報発信を行い、市民一人ひとりの教育に関する意識を高め、学校・家庭・地域、行政の綿密な「連携と協働」をとおして、施策の円滑な推進を図ります。

また、未来を担う子どもたちの育成においては、学校・家庭・地域が、本市が目指す「光っ子」の具体的な「すがた」を共有し、それぞれが適切な役割と責任を果たしつつ、「連携と協働」による社会総掛かりでの教育の実現を図ります。

さらに、教育に関わる施策は、教育委員会をはじめ、子ども家庭課、健康増進課、地域づくり推進課など市長部局の関係課も含んでいることから、各部署と連携を図りながら、各施策を横断的かつ総合的に推進します。

## 2 進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、計画に掲げた施策や主な取組みについて、定期的に進行状況の点検と評価を行う必要があります。

施策等の点検・評価については、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)のマネジメントサイクル「PDCAサイクル」の考え方に基づいて行い、本計画に示す目標値の達成度合いを規準に、必要な改善策を検討して新たな施策に結び付け、実効性のある計画の推進に努めます。



## 第1次計画の成果

第1次計画の「主な指標」に係る  
達成度等から成果を示す

# 資料編

## 1 第2次教育大綱

第2次光市教育大綱の  
各ページを示す

## 2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿

令和3年4月5日  
光市教育委員会告示第3号

### 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

#### (設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、広く市民等の意見を反映させるため、光市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について協議すること。

#### (組織)

第3条 懇話会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育に関する有識者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校運営協議会の委員
- (4) 社会教育関係者
- (5) 教育関係団体等の関係者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、基本計画の策定が完了する日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各1人置き、会長は委員の互選により、副会長は会長が指名する委員をもってこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



### 3 第2次光市教育振興基本計画策定経過

会議等の名称	開催日	内 容
第1回策定懇話会	令和3年 月 日	
第2回策定懇話会	令和3年 月 日	
第3回策定懇話会	令和4年 月 日	

## 4 用語解説

用 語	解 説

}

